

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 27 日現在

機関番号：32635

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25370874

研究課題名(和文) 18世紀後半のポーランドにおける公共論の形成に関する研究

研究課題名(英文) The Formation of Public Disputes in the Second Half of Eighteenth Century in Poland

研究代表者

白木 太一 (SHIRAKI, Taichi)

大正大学・文学部・教授

研究者番号：50459252

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、18世紀後半のポーランドにおける公共論の形成の多角的な分析を試みた。とりわけ1791年憲法制定をめぐる公共論が、宮廷と中央・地方の貴族の議論の中でどのように形成されていったかについて詳細に分析し、著書『1791年5月3日憲法』(初版と増補改訂版)と論文「1791年5月3日憲法とその立憲主義的伝統」でその成果を公表した。また、18世紀後半から19世紀にかけてのワルシャワの音楽文化と社会に関するテーマで学会発表を行い、当時の公共論の形成との関連を考察した。さらに、国民教育委員会における公共論の形成とこのテーマ全体に関しては、現在論考を準備中である。

研究成果の概要(英文)：In my study, I attempted to analyze the formation of public disputes in the second half of eighteenth century in Poland from different angles. Especially, I analyzed in detail how to form public disputes about the Constitution of 3 May 1791 in discussions between the royal court, nobilities in Warsaw and the nobilities in provinces. As a result I published a Book about the Constitution of 3 May 1791(first version and revised version) and an article about the Constitution of 3 May 1791. In addition to that, I did a conference presentation and published an article about musical culture and society in Warsaw from the end of eighteenth to the beginning of the nineteenth century and its relation to public disputes. I'm preparing articles about the formation of public disputes in the Commission of national education in Poland (1773-1794), and about the whole this theme.

研究分野：ポーランド近世史

キーワード：ポーランド史 西洋史 貴族 公共性 近世 憲法 法制史 地方社会

1. 研究開始当初の背景

近世ポーランドにおいて「公の、公共の」という形容詞にポスポリテイ *pospólity* がある。この言葉を用いたジェチポスポリタ *Rzeczpospolita* 「公(共)のもの」は、近世ポーランドの「国家=「共和国」」を指す言葉でもあった。つまり、ポーランド近世の国家は、公共性の理念と深く関わる存在であった。

私のこれまでの研究は、上述の18世紀後半の共和国における国制・政治改革の実態を比較史的観点から捉え、16世紀に確立された貴族共和政がどのような形で継承され、変化を蒙ったのかを多面的に探ることにあった。今回の研究では、考察の軸足を国制・政治改革の果たした役割から公共論の果たした意義に移して継承・発展させていくことを目指した。

16世紀半ばに成立した共和国は、広大な領土を有し、多様な民族・宗教の複合体であった。そこでは、様々な宗派・階層からの公共論も生まれていた。その後17世紀後半以降、マグナート(大貴族)の各地での割拠に伴って、シュラフタ(貴族)の自立的政治参加の原則が形骸化し、公共論も衰退していった。こうした停滞からの脱却の兆候が顕著に現れたのは、西欧啓蒙思想の影響を顕著に受けたスタニスワフ・アウグストが国王に即位した1764年以降である。その後30年間にわたって、共和国では多くの国家改革論が公にされ、マグナート、中流シュラフタ、富裕都市の間で活発な論議が交わされた。とりわけ1790年代初頭、いわゆる四年議会の議論の白熱と相まって、公共論をめぐる論議が急速に高まった。

今回はこうした公共論の展開を、18世後半を中心とする共和国で具体的に検討することを全体的テーマと位置付けた。その際特に、王宮や議会を中心とする中央と地方貴族中心の地方社会が、政治・文化・教育などの面において、どのように共鳴、反発したのかという点を考察の対象として重視した。

2. 研究の目的

本研究では、18世紀後半のポーランド・リトアニア連邦国家(共和国)において、公共をめぐる議論がどのような形で形成され、伝達されていったかという過程を多角的に考察する。中心となるテーマは以下の通りである。

(1) 当該期において公共をめぐる議論が最も盛り上がったのは1788年~92年の四年議会、とりわけ1791年の5月3日憲法の制定時であった。この時期の憲法の内容をめぐる論争と憲法の記憶の変遷を整理すること。

(2) 啓蒙君主スタニスワフ・アウグストの宮廷文化の性格の分析とそれに付随する文化と公共の関係を探ること。

(3) 国民教育委員会を中心とした教育改革と地方議会の活動の中で、それらの出来事に対して地方地主がどのように対応したか、また地方貴族と中央議会とのかかわりを公共論の立場から探ることである。

(4) こうした作業を積み重ねながら、貴族社会が国民国家に変貌する時期でもあり、同時に国家存亡の危機でもあった18世紀後半の共和国において、社会の様々な階層で形成されていた公共論が果たした役割を歴史的・総合的に位置付けることを通じて、共和国の普遍性と特殊性を浮き彫りにする。

3. 研究の方法

(1) 上記テーマに関する公開史料、研究書の収集を行う。史料収集はワルシャワ大学付属図書館、ワルシャワ国立図書館などで行った。また研究書の収集は歴史書店、ポレスワフ・プルス書店、レクシコン書店などが中心である。

収集した史料は多岐にわたるが、5月3日憲法の記憶に関する論集、スタニスワフ・アウグストに関する新たな論集・回想録、新たな地方議会文書集成(ポズナン・カリシ県など)、18世紀ポーランドの様々な旅行記と回想録、ポトツキ家などの大貴族・地方貴族研究、官職研究、遺言書研究、大法院研究、国民教育委員会の視学官報告、18世紀の宮廷を中心とする音楽文化史研究、19世紀の公共演奏会にかかわる研究書・論文などがその主なものである。

(2) 既収集の文献ならびに今回収集した文献に基づいて研究論文、研究書を執筆すること。

(3) 研究休暇によるポーランド滞在の活用。

2014年10月から2015年3月にかけて、本務校の大正大学からサバティカルを得ることができた。そのうち前半の三か月はワルシャワでの史料収集とポーランド各地の研究視察を行った。その際、ワルシャワ大学歴史研究所で同研究所教授のゾフィア・ジェリンス教授のゼミに出席した。今回のゼミのテーマは、18世紀後半のポーランドの王宮、大貴族、各国の宮廷が残した史料のポーランド語文献を検討しながら、ポーランド国家とその政策がどのような形で各国に認識されているのかを教員と学生が論じ合うゼミナールであった。教授の懇切丁寧な指導と配布資料の検討を通じて、大学教育における歴史の授業の方法論を改めて認識できた。

またこの期間においては、5月3日憲法と18世紀ポーランド史の記憶を表象する場所の訪問と視察した。具体的にはワルシャワ王宮の憲法に関連する諸施設、ワルシャワのワジェンキ離宮のスタニスワフ・アウグストに関する施設、2014年10月から常設展示が始まったユダヤ史博物館(ワルシャワ)、ニェボルフの旧ラジヴィウ家宮殿と歴史博物館、ザモシチの歴史博物館とザモイスキ・アカデミー他の施設、ルブリンの王宮歴史博物館、プワウヴィのチャルトリスキ宮殿と歴史博物館などが挙げられる。なお、上記期間以外にも、毎年それぞれ夏季にワルシャワを中心とするポーランドに滞在して史料収集を行った。

4. 研究成果

ここでは、上記2.の分類に従って、それぞれの目標の研究成果と成果に向けての状況を述べたい。なお、研究の過程で目標設定が若干変

化した点もあるので、その点にも触れたい。

(1) 1791年5月3日憲法の内容をめぐる論争と憲法の記憶の変遷の整理

1791年5月3日憲法(「統治法」)に関しては、本邦で全訳が紹介されていないこと、その歴史的背景や憲法制定時の議論の展開などが詳細に分析されていないこと、そして憲法制定がその後の19世紀以降のポーランド社会にどのような記憶を残したのかという点に関して、我が国ではまとまった研究業績がないことなどを踏まえて、公共論とのかかわりも重視ながら、その辺りの研究の整理を行った。

まず、憲法に関する文献としては、すでに収集済みの文献に加えて、近現代における5月3日憲法の記憶に関する論集を何点か、ワルシャワ大学付属図書館で収集した。また、憲法制定が実際に行われたワルシャワ王宮、憲法制定一周年の記念式典が開催された聖十字架教会、ルブリンやチェンストホヴァなど地方都市の5月3日憲法モニュメントを実地に見聞した。

こうした前提のもとに執筆したのが、一年目に刊行した『1791年5月3日憲法』(ポーランド史料叢書1)、東洋書店、2013年である。

本書では、5月3日憲法的全訳と付属法の「集められた諸身分の宣言」と「両国民の相互保障」の全訳を行った。さらに、16世紀から18世紀後半の共和国の国制・地方制度の変遷を概観しながら、スタニスワフ・アウグストの治世に至る憲法制定の背景を解説した。

また、1791年5月3日から5月5日にかけての共和国議会における議論の展開についても詳しく記述した。次に、この憲法の法制史的な位置づけを同時期の1791年フランス共和国憲法との比較も交えて論じた。身分制再編の動き、農民問題、都市民問題、中央と地方のバランス、三権分立、行政権と王権、ポーランド王国とリトアニア大公国の主権の問題などがどのように位置づけられたのかをまとめた。

さらに、憲法制定後の一年間の憲法をめぐる憲法賛成派、反対派双方の議論の展開をたどった。その中で、一般には「革命」を意味するレヴォルツィアという表現が国制改革を進める陣営、シュラフタの保守的制度を墨守しようとする陣営双方でプロパガンダとして用いられていたことも指摘し、それらが1792年2月の地方議会の決議にどのようにつながったかについても論じた。加えて、1792年5月3日の憲法制定一周年の祝祭の特徴を考察した。次の章では、1795年の国家滅亡後に5月3日憲法が共和国の記憶の紐帯として果たしてきた役割を取り上げた。1830年11月蜂起期の国民歌謡、「ようこそ、5月の朝焼け」やヤン・マテイコの大作「5月3日憲法」のモチーフなどを分析した。また、第二次世界大戦後の統一労働者党体制の時期、この憲法が体制側、反体制側双方からどのように評価されたかについても考察を試みた。

本書は刊行後、『週刊読書人』(飯尾唯紀氏)、『東欧史研究』(秋山晋吾氏)などで書評が掲載された。しかし、2015年6月に出版元の東洋書

店が突然倒産することになった。そのため、本書を含む「ポーランド史歴史叢書」シリーズ4冊の刊行続行が不可能になった。

その後、群像社との交渉の中で、新たなコンセプトのもとで、本シリーズを「ポーランド史叢書」として再刊する企画が実現する運びになった。今回は新たに、憲法制定の背景と憲法の記憶に関する部分を大幅に加筆し、憲法の歴史的背景の章と史料紹介の章の順番を入れ替えるなど、内容を一新した増補改訂版(新版)の形で2016年6月に群像社から刊行される。

また、2015年10月には、論文「ポーランドの1791年5月3日憲法とその立憲主義的伝統」を執筆した(『新しい歴史学のために』)。本稿の前半では、近世ポーランド・リトアニア共和国の立憲制の伝統の中で5月3日憲法がどのような役割を果たしたかについて論述した。

その後、憲法が法制史的に19世紀ポーランド社会の中でどのように継承されていったのかを、1807年のワルシャワ公国憲法、1815年のポーランド王国憲法との比較の中で論じた。

さらに、ポーランド歴史学の中で5月3日憲法の位置づけを確認するため、19世紀から20世紀初頭の歴史家としてロマン派のヨアヒム・レヴェル、クラクフ学派のヴァレリアン・カリンカ、ワルシャワ学派のオズヴァルド・バルゼル、第二次大戦後のマルクス主義史学のボグスワフ・レシノドルスキ、1960年代のエマヌエル・ロストフォロフスキ、さらに1990年代を代表するアンナ・グジェシコヴィアク・クルヴァヴィチの著作を取り上げ、その見解の変遷と相違についてまとめた。

以上の作業を通じて、本憲法の性格に関するワルシャワと共和国各地方の議論が、身分制再編の状況と並行して新たな公共活動の発展に寄与していった過程を考察することができた。そしてその過程は憲法が無効化した1792年以降は、失われた、あるいは回復すべきポーランド国民の表象として様々に利用されていった事例も検討することができた。

なお、上記の成果を踏まえた今後の展開としては、さしあたり1791年から92年にかけて刊行された様々なパンフレット類の分析を行いたい。親憲法派のイグナツィ・ポトツキ、フランチェク・クサヴェリ・ドゥモホフスキ、アントニ・トレンビツキら、反憲法派のトマシュ・ドゥウスキ、タデウシュ・チャツキ、ディズマ・ボンチャ・トマシェフスキらの著作の内容を分析することで憲法制定直後のポーランド議会の公共論をさらに深く分析してみたいと考えている。

(2) スタニスワフ・アウグスト研究

18世紀後半のポーランドの公共性を語るうえで欠かせないのが、1764年に新国王に選出されたスタニスワフ・アウグストの公共活動である。彼は、1753年から54年にかけてパリのジョフラン夫人のサロンでモンテスキューを初めとする知識人と交流を重ね、『法の本質』などを通じて啓蒙思想に馴染んでいった。こうした経

歴は即位後の彼の文化政策に如実に反映された。また彼は、それまで都市の公共生活から遊離していた宮廷を公的行事の中心に位置づけようとし、ワルシャワ王宮の大幅な改築に着手した。大理石の間、元老院議員の間、騎士の間を初めとする王宮内の施設は、議会や常設会議など「共和国」の公共活動の中核として機能した。郊外の離宮ワジェンキを私的空間と位置づけ、都市の中心部の王宮を公共活動の中心に据えたということは、ポーランドの啓蒙主義の性格の一端を特徴的に示している。

王宮では積極的な文化・啓蒙活動が積極的に展開した。1760年代から大理石の間で開催された上流知識人の文芸サロン、「木曜昼食会」もその一つである。この昼食会は国王と知識人の対等な懇談会という性格をもち、参加者の平等を期するために会議は円卓で行われたといわれる。これは絶対王権における国王への助言機関とは性格を異にするものである。

公共論の活性化を目指して発行された本格的な定期刊行物が『モニトル』(1765-85年)である。発行部数こそ500部前後に過ぎなかったが、代表的論客が加わったこの雑誌は、モンテスキューやルソーの著作も引用を初めとして、身分制再編、農奴の境遇の改善などの社会問題、公教育の復興と促進、聖職者の独身の是非などの教会と教育に関する問題、飲酒の弊害の指弾、社交の方法、家庭における妻のあり方といった習俗・道徳問題、さらには演劇論やポーランド語論などにもテーマが及んでいた。

書籍出版に関しては、ミハウ・グレルが国王から特権的書籍業者の地位を得て、四年議会時には5000タイトルの書籍を所有していた。当時ここから発刊された内外の著作リストを見ると、王権と鋭く対立する反体制出版物という性格よりは、王宮と同心円を描くように知的公共圏が発展していったことを示すものである。そして何より大きな特徴は、王宮や国家による本格的な検閲は、四年議会に至るまでほとんど見られなかったことである。1791年1月8日に可決された『不可侵の基本法』でも、宗教問題に関する著作を除いて、市民に対する出版・印刷の自由が保障されている。さらに1780年代以降は、宮廷や御用刊行物の発展に刺激されて、大都市では国王の保護圏を越えた市民的・知的公共圏が形成されていった。ワルシャワでは、1791年にはカフェが101店に増加していた。そして、18世紀末の新聞・雑誌の潜在的読者層は「共和国」全土で196000人、つまり人口の2-3パーセントに及んでいたといわれる。

こうした宮廷を中心とした文化発信に関しては、スタニスワフ・アウグスト自ら記した『回想録』にも記録されている。ところで『回想録』に関しては、2013年にはフランス語で、さらに翌年にはポーランド語で新しい校訂に基づいたアンソロジーが出版された。とりわけポーランド語文献としては、それまで第1・2巻が中心で第3巻以降は翻訳が存在していなかった。今回のポーランド語版『回想録』は、第7巻までの主要な部分が収録されていて大変貴重なもので

ある。これは『回想録』研究においては朗報である。スタニスワフ・アウグストの『回想録』の分析に関しては、今後時間をかけて取り組む予定である。

こうした宮廷文化と公共性の問題を解く一つの手がかりとして、アダム・ザモイスキの評伝『ポーランド最後の国王』の翻訳を数年の期間をかけて試みた。すでにポーランド語の下訳はできているが、翻訳の過程で問題が生じてきたことは否めない。その最大のものは、ポーランド語訳と数年後にイギリスから出版された英語版との内容の相違の大きさである。その相違は多岐に及んでいるため、作業が完了していない。

また最近になって、新たなスタニスワフ・アウグスト研究が盛んに刊行されている。代表的な文献としては以下のものがある。

ゾフィア・ジェリンスカ他編『スタニスワフ・アウグストとその共和国』(ワルシャワ、2013年)、テレサ・コストキェヴィチョーヴァ、『新たに発見されたスタニスワフ・アウグストの回想録』(ワルシャワ、2015年)。こうした研究状況の進展を踏まえつつ、今後この訳稿をどのように生かすかも時間をかけて考えていきたい。

(3) 教育改革と地方議会における公共論研究・教育改革

18世後半の啓蒙文化活動の教育面での柱になったのは、1773年に解散されたイエズス会の教育施設を引き継ぐ形で創設された国民教育委員会であった。この共和国直属の、国王と有力マグナートで構成される委員会は、以後教育行政の最高機関として、主幹学校(大学)、管区学校、副管区学校、教区学校の学校ヒエラルヒーを監督した。また、1775年に創設された教科書協会は、主要科目の教科書を公募して選定し、教育の水準向上を目指した。さらに世俗教員養成機関の育成と視学官制度の発足を通じて、各レベルの学校への教育委員会の理念を浸透させることを推進した。カリキュラムの面でも各時期の規定を通じて、世俗的、民族的、自然科学的な内容が大幅に拡充された。実際には、ラテン語、修辞学中心のカリキュラムに戻そうとする声や、世俗教員の教育水準などに対する批判がかなり見られたが、委員会によって主導された国家に有為な市民を養成する事業は、身分別教育再編の試みと共に、近代的公共性の普及への強力な武器となり始めていた。

以上のような国民教育委員会の研究は古くは1930年代のアンブロワーズ・ジョベールの研究『ポーランドの国民教育委員会』、その後は第二次大戦後のヤニナ・ルビエニツカ『教科書協会』、イレナ・シビャク『国民教育委員会の中等学校教師たち』、『リトアニア大公国における国民教育委員会の学校制度』、カミラ・ムロゾフスカ『1783年から93年の王国領における国民教育委員会の学校制度の機能』、タデウシュ・ミツァ『王国領の国民教育委員会の中等学校』などの研究を通じて大きな蓄積がある。ただ、研究文献に関しては、創設200年の1773年にかなり発刊されたが、その後研究自体は停滞している

ようにも思われる。その辺りの背景に関しても改めて分析する必要があるだろう。

また、史料に関しても、委員会諸史料のアンソロジー、各地域の視学官報告などを初めとして多くの史料が刊行されている。今回私はすでに収集した史料に加えて視学官報告で未収集のものをはじめとした諸史料収集に努めた。

今後、上記研究史を集約してこの機関の歴史的背景を論じつつ、主要史料として、「国民教育委員会の創設」(1773年10月24日)、「国民教育委員会規程の本質と意味」、「教科書協会の創設」(1775年3月)ピェリンスキ、ポプワフスキ、カミエンスキの教育論集、「農民のための学問の必要」、内外の国民教育委員会に対する賛否の意見などを翻訳して検証しながら、国民教育委員会の位置づけを改めて捉えなおしたいと考えている。

・名望家研究

2014年5月には山川出版社の『歴史と地理674(世界史の研究 239)』において、「近世ポーランド・リトアニアの名望家と貴族」という小稿を公表した。この小稿の中で、17世紀中葉以降のマグナート寡頭制の定着後、各地の名望家層は有力マグナートにほぼ限定され、名望家を中心とする私的な人間関係が地方社会を規定するようになったこと、あるいは四年議会による改革は、こうした名望家マグナートを頼りに地方社会で高位官職を求め中流シュラフタが、国王と議会を中心とする共和国規模の公共社会に直接組み込まれようとしていたことを指摘した。しかしそうした政策が実際の地方社会でどの程度定着していったのかは、各地域における実証研究に基づかなくてはならない。ここ10年余りの間にポーランドでは、論集『パトロンと宮廷』、論集『18世紀のマグナート宮廷』、論集『国王と共和国に対して 16-18世紀のマグナート』、新シリーズの論集『近世ポーランドの社会』(1~4巻)などを初めとしてかなりのパトロンと宮廷・地方社会に関する研究が刊行された。

今後はそれらの研究をもう一度整理して研究史を構築したい。同時に、すでに1970年代から80年代にかけて再刊されたフランチシェク・カルピンスキやユリアン・ウルシン・ニェムツェヴィチなどの回想録に加えて、ルドヴィク・チェシコフスキ、アントニ・フションシチェフスキ、アダム・モンチェンスキなどの回想録を分析しながら、地方社会のパトロンの諸相を分析することが必要になる。

・地方議会法の分析

地方議会改革に関しては、全国議会開催前に各地の代議員選出地方議会で採択された指示書が重要な史料になるが、その一例として、1790年11月16日にクヤーヴィ地方で採択された指示書の訳出を試みた。34の項目で構成されるこの指示書は、四年議会最中の国制改革の最盛期に作成されたものである。そのため、国王選挙制の是非、「法の番人」の必要性、国民教育委員会の設置の是非、10万人軍隊創設に関する対応、

公共支出削減に関する見解、公職者の外国への奉仕に対する対応、無産シュラフタの参政権をめぐる見解、シュラフタの土地所領に対する国家の管理権について、都市の権利の特権に関する見解、コウォンタイの国制改革論に関する見解、兵士による国境警備の強化について、国境問題解決の指針についてなどが項目に挙げられている。これらは、四年議会期の地方の公共論を分析する上では非常に重要な一次史料になる。少なくとも1790年の指示書の内容を見る限りでは、クヤーヴィ地方の採択内容は保守的な性格が強い。今後の展開としては、少なくとも18世紀のクヤーヴィ地方の指示書が通時的にどのような性格を帯びていたのかをある程度数量的に分析する必要があるだろう。さらに、同時期の他地域の指示書の内容と比較してみることも重要である。その点に関して言えば、ここ数年刊行されている『ポズナン・カリシュ県における地方議会文書』という一次史料集が現在1763年まで刊行されている。これが近世共和国終焉の1795年まで刊行されるのも間もなくと考えられる。この史料が刊行されれば、両地域の指示書の比較分析を通じて、18世紀後半の地方の公共論の分析がさらに詳細に展開できるようになると思われる。

(4) その他の成果

当初の研究の目的で挙げた項目には含まれていないが、18世紀後半の共和国の公共論を分析する場合、音楽文化と社会の関係を考察することも一つの手がかりになる。

筆者は助成期間中の2014年に、京都大学地域研究統合情報センターにおけるワークショップ「国民音楽の比較研究と地域情報学」において報告する機会を与えられた。ここで私は「18世紀末から19世紀初頭のワルシャワの作曲家と音楽会活動：近代ポーランド国民音楽形成に関する基礎的考察」と題した報告を行った。この報告において、スタニスワフ・アウグスト期の国民劇場創設の経緯とこの国王の治世におけるワルシャワの音楽文化の特徴、1795年から1830年のワルシャワにおける音楽文化の特徴を当時の作曲家の活動基盤ならびにこの時期の音楽会の性格分析を中心に考察した。

に関しては、まず1765年にワルシャワに常設された国民劇場の重要性について指摘した。活字文化がまだ社会の底辺まで十分に普及していなかった当時において、有効な公共啓蒙活動の拠点と位置づけられたのは国家主導の演劇・音楽活動であった。その中核を担ったのが国民劇場である。スタニスワフ・アウグストは、この600名を収容する建物を、公衆への宣伝機関として活用しようとした。国民劇場がそれまでの宮廷や修道院中心の閉鎖的な社会集団に向けられた音楽活動と異なって、一般民衆に広く開放されたものであったことを指示した。このような形で大衆に広く公開された国民劇場の創設は、公衆に対する市民的公共性の視覚的宣伝に大いに貢献したのである。

また1794年に初演されたオペラ『奇跡、も

しくはクラクフ市民と山人たち』は、クラクフ市民の娘に対する山地の若者の求婚が巻き起こす両者の集団の対立を描いた喜劇だが、国民統合と啓蒙文化に対する肯定を明解に訴え、多大な人気を博したことを指摘した。こうした状況は、身分制再編と軌を一にして音楽文化においても公共意識が市民層に拡大しつつあったことを示すものでもあった。

に関しては、ポーランド国家滅亡後、統治主体がプロイセン、ワルシャワ公国、ポーランド王国と変化していく中で、ワルシャワの音楽文化がどのように変化したのかについて、作曲家の活動基盤の変化と音楽会活動における公共性の増大の観点から考察した。作曲家の活動基盤という点では、当初はレッセルなどマグナート宮廷を抱えの作曲家も活躍していたが、その後中核は近代的な都市ワルシャワを中心としたユゼフ・エルスネル、カロル・クルピンスキ、マリア・シマノフスカ、そしてフレデリク・ショパンらに移っていった。また音楽会活動という点では、オペラ、儀式音楽、サロン音楽と並んで、公共演奏会が重要な地位を占めるようになった。シマノフスカ、カロル・リピンスキ、ヨハン・ネポムク・フンメル、ショパンといった音楽家たちもそうした社会の変化の中で公共演奏会を活動の中心に据えていった。今回の報告においては、とりわけ1815年から1830年のワルシャワの公共演奏会でどのような作品が取り上げられたのかを当時の史料をもとに分析することを試みた。その分析を通じて、当時の公共演奏会がオムニバスのプログラムを中心に構成されていたこと、ウィーン古典派音楽の中ではハイドン、モーツァルトのなど比較的小規模な音楽が好まれたこと、またポーランド音楽ではエルスネルやクルピンスキなど、当時のワルシャワ音楽界で影響力の強かった人物の作品が頻繁に取り上げられていたことを指摘した。

以上の報告を通じて、ポーランドの音楽社会が宮廷中心の活動から公共演奏会中心の活動に移行していった状況の一端を探ることができた。今後はこの時期の新聞、コンサート評なども分析しながらそうした状況をより詳細に位置づける作業を行いたいと考えている。

なお、最後になったが、今回のテーマ、すなわち18世紀後半のポーランドの公共論全体の特徴を論じた論文の執筆を予定していることを記しておきたい。

この論文では、第一章で地方議会を中心とした18世紀前半までの地方社会で公共性がどのように捉えられていたかをまとめ、第二章では、サロン、定期刊行物、演劇活動、教育活動を通じたスタニスワフ・アウグストの啓蒙政策を考察する予定である。これらの状況を概観したうえで、こうした動きが共和国の中核に新たな知的公共圏を打ち立てようとする試みとしては短期間でかなりの成果をもたらしたと考えられる。これを「近代的公共圏」創出の動きと捉えることが可能であろう。ポーランドの場合はそれが、政治的公共論の再興と期を一にして進行していった。その成果として第三章では四年議会と

1791年5月3日憲法を公共論の立場を考察し、同時に第四章では、ワルシャワ公国においてそうした状況がどのように継承されたかについても検討する予定である。

(5) 研究成果の総括

本研究では、18世紀後半のポーランドにおける公共論の形成の多角的な分析を試みた。とりわけ1791年憲法制定をめぐる公共論が、宮廷と中央・地方の貴族の議論の中からどのように形成されていったかについて詳細に分析し、その成果を公表した。加えて王宮がそれに果たした役割も再確認した。

こうした変化に対して地方からの提言もかなり大きい。地方議会の言説を動かしていったのがどんな構造に基づくのか、再検討が必要である。同時に公教育が公共論の重要な媒体になったことも確認できたが、それが地方社会とどのように結びついているのかに関しては未解明な部分も多い。今後解明に努めていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

白木太一、ポーランドにおける歴史教育の側面 高校歴史教科書(20世紀編)の分析を通じて、小此木輝之先生古希記念論文集刊行会編『小此木輝之先生古希記念論文集 歴史と文化』青史出版、査読無、2016年、1-15。

白木太一、ポーランドの1791年5月3日憲法とその立憲主義的伝統、新しい歴史学のために、287、査読無、2015年、20-36。

白木太一、18世紀末から19世紀初頭のワルシャワの作曲家と音楽会活動、国民音楽の比較検討に向けて 音楽から地域を読み解く試み、京都大学地域研究統合情報センター、49、査読無、2015年、13-19。

白木太一、近世ポーランド・リトアニアの貴族と名望家、歴史と地理674(世界史の研究)239、査読無、2014年、52-55。

〔学会発表〕(計1件)

白木太一、18世紀末から19世紀初頭のワルシャワの作曲家と音楽活動、ワークショップ「国民音楽の比較研究と地域情報学」(京都大学地域研究統合情報センター)2014年9月27日、京都大学稲盛財団記念館(京都府・京都市)。

〔図書〕(計2件)

白木太一、新版 1791年5月3日憲法(ポーランド史叢書2)群像社、2016、総頁数122。

白木太一、1791年5月3日憲法(ポーランド史史料叢書1)東洋書店、2013、総頁数89。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

白木 太一 (SHIRAKI Taichi)

大正大学・文学部・教授

研究者番号：50459252